#### In Laboratory Now

## 研究室訪問 1

# 東工大と法学の奇妙な関係

金子研究室~価値システム専攻



金子 宏直 助教授

法学、それは本来、私たち理系の学生にとって あまりなじみのない分野の学問であった。しかし 平成8年に、文理融合を推し進めるという目的を もって東工大社会理工学研究科が設立された。

以来、私たち東工大生も法学を学ぶことができるようになったのである。そこで今回の取材では、長年にわたり法律の研究をなさっている、社会理工学研究科価値システム専攻の金子先生の研究室を訪ねた。そして研究内容だけではなく、法学とは何かというところまでお尋ねした。

## AT40

#### 法律は社会の要である

法学とは、法律について研究する学問である。 すなわち、法学を考える上で法律は欠かせない要 素であるといえよう。

法学、そして法律について考える上で、押さえておかなくてはならないことがある。それは、法律は我々に極めて身近な存在だという点である。現代社会において法律に全く関係を持たずに生活している日本人は皆無といっていいだろう。それでは、法律は実際に、社会の中でどのような役割を果たしているのだろうか。

まず、犯罪の抑制という面から法律を見ていこう。中国の故事に、法律の存在意義についての論議につながる対極的な説がある。孟子によって唱えられた性悪説のふたつがそれである。性善説は、倫理や良心



図1 性善説、性悪説の実例

から起こる善行を例に挙げて(図1)人間は生まれながらに正しい心を持っていると主張し、それに対して性悪説は、社会に数多くある犯罪を例に挙げ(図1)人間は元来自分本意な生き物であると主張している。そして故事によると、もともと法律とは性悪説に基づいた、自分勝手な人間を抑制するために作られたものとある。

実際、現代の法律に目を向けると、なるほどと 思わせる法律が数多く存在するのがわかる。恐 喝・窃盗などを取り締まる法はそういうことをす る人がいるからこそ存在する。あるいは金銭が絡 む数多くの法律は、法律が人間の欲を抑圧してい ることを顕著に示しているといえよう。

もちろん人間は、実際には性悪説で唱えられているような面が全てではない。法律による規制ではなく、電車やバスの中で老人や体の不自由な人に席を譲る、エスカレータに乗るときは急いでいる人のために左に寄ってあげるというような、人間の道徳や倫理面を示す規範も数多く存在している。しかし、もし法律がなかったら、利欲に走った犯罪行為が多発するのは容易に想像がつくであるう。法律は、社会を統制するのに非常に重要な



また、法律は人間の欲にかかわりなく、社会の ルールとしての役割も持っている。もしも車は道 路の左側を走りなさいという決まりがなかった ら、どこから車が走ってくるか心配で安心して普 通に運転することすら、かなわなくなってしまうだろう。他にも、教育制度や福祉のような、必要ではあるが法律によって社会全体で設備や制度を整備しないと実現できないことはたくさんある。このように法律は、人間の善悪に関係ないところで、より良い社会をつくるために必要とされているのである。

つまり、法律というものには、みんなが生活していく上での行動の決まりや指針を示す役割がある。そして、それらに違反した者に対して罰を与える事による抑止の効果もある。法律は、人の悪意を抑制し、社会をより良い方向に導くのに不可欠なものなのである。

「国家があるところには法がある」という格言 もあるように、法律は社会が成り立つためには最 も重要な要素であるといっても過言ではないだろ う。したがって、それを扱う法学の重要性もおの ずと明らかであるといえるのではないだろうか。



#### 時代に応じた法解釈

それでは、法学とは一体どのような学問なのだろうか。ここで一口に法学といっても、実際には法律の歴史や思想的な面について研究する学問や、運用面について研究する学問など、数多くの学問分野が存在する。ここでは、社会に直接影響を与えるという意味で我々と強いかかわりを持ち、金子先生が実際に扱っていらっしゃる、運用面について取り上げようと思う。

法学には、裁判で法律を用いるときに、どのように条文を事例に当てはめればいいかという、条文の解釈について研究する分野がある。

最近話題になっている、CDなどで市販されている音楽のデータを無断でインターネット上から配信するという問題を例に挙げよう。実際に音楽データを配信しているサイトには、著作権法に配慮してか、「ダウンロードしてから48時間以内に原盤を購入するか削除すれば違法ではない」、「原盤を所有している人だけしかダウンロードしてはいけません」と記載されている場合がある。

しかし、著作権法には音楽のデータの取り扱い についてこのような詳しい規定が書いてあるわけ ではない。配信者の主張が正しいのかどうかを判 断するためには、法律をどのように解釈して、こ の問題に適用するかが重要なのである。

このように、六法全書に書かれた短い条文のみで、無限に近いさまざまな事例を扱わなければならない。よって、ケースに応じてどのような解釈をすればいいのかを社会の流れや常識、モラルなどを考慮しながら研究する必要があるわけだ。

ここで、金子先生が実際に扱われた研究テーマ として裁判にかかる費用を取り上げよう。

現行の法律では、民事裁判にかかる費用は裁判を起こす人が一部分支払う、という形になっている。なぜ、そのように法律で定められているのだろうか。もちろん法律になるからには必ず根拠があるはずだ。この場合の根拠とは以下のふたつの点である。

ひとつは、裁判を受けるという利益を享受しているのであるから費用を支払うのは当たり前という考え、もうひとつは、みんながどんな些細なことでも裁判を起こしてしまうという無秩序な状態になることを抑止するという考えである。

しかし、例えば交通事故によって働き手である 世帯主が亡くなって、損害賠償一億円の訴訟とな り、手数料の数十万円を裁判所に納めないと裁判 が起こせない状況になるとする。働き手の世帯主

Dec.1999

を失って金銭面で非常に大変な状況となっている 家族にとって、裁判を受けるための手数料を払う のは苦しい。それにもかかわらず、法律によると 利益を得ているからとか、裁判を起こす人が多発 するのを防ぐためという理由で手数料を取ること になる。これは裁判を受ける権利を保障している 憲法の解釈から見て明らかにおかしいのではない かという疑問が生じてくる。よって金子先生は、 法律や憲法に対する解釈を改めて考え直さなけれ ばいけないのではないかと考えられた。

金子先生は、裁判に関する経済性と今までの司法予算の統計などの実証的な部分や、法律の歴史的な部分といった資料を用いて分析を試みた。その結果、日本においては、上記のふたつの理由にあまり合理性はないだろうという結論に達し、最近では新たな提議がなされている。

このように法学とは、常に時代に適合した法律 や法律の解釈を考えなければいけない、日々の進 化が要求される学問なのである。



# AT40

#### 法律は数学の公式と同じか?

ここまでは、法学とは何かについてふれてきた わけだが、今度は、文理融合という視点、すなわ ち、果たして法学の中に理系的なアプローチ法を 持ち込むことは可能か考えてみよう。

法律とは、社会にとって必要なルールを、条文という短い文章で表しているものである。そして社会にとって必要なルールは、官僚汚職が多発したから、規制する法律を制定するというように、過去の事例などを参考にしてつくられる。いろいるなデータを分析し、法律の条文という簡潔なものに帰着するという点は、非常に理数系の研究におけるアプローチの方法と似ているように思われる。そして法律の条文は、数学などの公式のように短くまとめられているから、コンピュータなどで処理することも可能なように見える。

しかし、実際に法律の条文をコンピュータに全 て打ち込んで処理させようとしても、そううまく はいかない。なぜなら、現実に起こる問題には、 非常に複雑な要素が存在するからである。それは 「見えない部分」と言われている。

例えば、AさんがBさんにお金を借りていたとする。問題を単純化した場合、Aさんがお金を借りたのだから返してあげればいいではないかということになる。しかし、それを裁判に持ち込んだ場合に、そのように問題を単純に考えるというこ

とはほとんどあり得ない。実際は図2のように、果たして本当にAさんがお金を借りているだけなのか、Bさんは何か見返りを受けていないのか、あるいは別の人物、Cさんとのかかわりが原因でお金を返せないのではないかなど、新たな要素がどんどん浮上してくる。

そして、それらの要素が裁判にどのくらい影響を与えるのか、影響を与える要素が無限にあるかもしれないときは、どの程度で考慮する範囲を止めておけば合理的であるかというところまで考えていかなければいけない。法律の条文を公式化することができても、それを実際に現実社会にあて

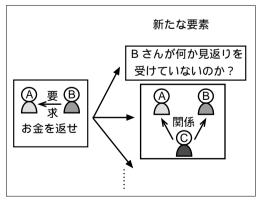
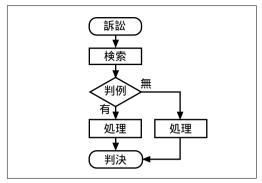


図2 裁判における見えない要素

4 LANDFALL Vol.38

はめることは困難なのである。

実際のところ、法学における文理融合へのアプローチはまだそれほど進んでいるわけではない。だが、ひとつの方向は、法律の人工知能といわれる、はっきりとした形で提案されている。もしも、世の中に無数に存在する副次的要素をどのようにして処理するかという問題が解決できたら、コンピュータが弁護士や裁判官のような、専門的な知識を持った「人」のように法律を処理するということも現実となるかもしれない。



法律の人工知能のイメージ



#### 深まる法学と理工学との関係

法律というのは社会全体に大きな影響を与えている。よって、理工学と法学との間には、さまざまな接点が存在する。ここからは、理工学と法学との間に、一体どのような接点が存在するか、いくつか取り上げていこう。

最近非常にクローズアップされている出来事にインターネット上での諸問題がある。ネット上で犯罪を犯している人を取り締まるためにプロバイダの記録を調べるにしても、コンピュータに詳しい人はプロバイダの記録を調べられるという事態は容易に想像がつくだろう。当然、それなりの対応策を持って犯罪を起こすわけである。

商取引についても、ネット上での取引が盛んになってきている。今までの、人と人とが直接接点を持つ商取引とは違い、コンピュータの端末を介した、データによる取引となってくる。今後は、相手を直接確認できないがゆえのトラブルなどが予想されるだろう。今までの法律を適応させるにせよ、新たに法律を作るにせよ、コンピュータ、インターネットに関しての詳しい知識が必要となるのである。

このように、法律を定める際に、コンピュータ 関係を中心に理系の知識を持った人が必要になる ケースは増えていくであろうと考えられる。 逆に理工学にとっての法律の知識の必要性というものもある。例えば、研究室で新しい発見や発明をしたときには、必ず特許にかかわる諸問題が絡んでくる。そのとき法律に関する知識があると、かなり便利であろう。また、化学などでは、劇薬などの危険なものを取り扱う場合もあるだろうから、法律でどのような扱いとなっているか、把握している必要がある。

さらには、建築や土木のような、地域社会に直に影響を与える分野では、建築基準法のような、社会のルールというべき法律の知識は必ず必要となるであろう。このように、多くの理系分野で法律の知識が不可欠なものとなっている。

社会理工学研究科は始まったばかりの新しい分野であり、まだ未知の領域である。理系の知識を法学に生かして法律の人工知能のようなものに挑戦するのか、それとも、自分の分野において視野を広げるために法律を学ぶのかは各人次第であるが、どちらにせよ、私達にとって社会に大きな影響を与えている法律を学ぶ事はきっと役に立つことであろう。

これからさまざまな知識を吸収し視野を広げて いく中で、法律、そして法学を意識するのもいい のではないだろうか。

今回は、東工大生が読者であることを意識し、 また、法学の数理的解析の研究はまだ立ち上げられたばかりの研究分野で具体的な例が少ないこと もあり、法学そのものの説明に重点を置いた。 取材では、抽象的な質問ばかりをしてしまった 私に根気よく付き合ってくださった金子先生に心 からお礼を申し上げます。

(小橋 洋平)

Dec.1999 5